

罰則規程

この規程は、学生会館・キャンパスプラザにおける学生の様々な自主的活動を保障するために設けられた、学生の自主的な規律です。学生会館委員会は、全学生の委託を受けて罰の執行を決定するもので、決して利用者を不当に取締るものではありません。

第1条（規程の適用範囲）

この規程は、東京大学学生会館およびキャンパスプラザの利用者及び利用団体全てに対し、適用されるものとする。

第2条（罰の種類）

罰として以下のものを定める。

- A. 口頭での注意
- B. 実費弁償
- C. 奉仕活動への参加
- D. 使用停止（期限付または無期限）

第3条（罰の執行の事由）

利用者又は利用団体が次に掲げる行為を行った場合には、学生会館委員会は、当該利用者又は利用団体に対して、罰の執行を決定することができる。

- 1. 学生会館委員会の定める規程又は学生会館運営委員の指示に違反する行為
- 2. 他の利用者に迷惑をかけ、又は学生会館に損害を与える行為

第4条（罰の決定）

学生会館運営委員は、第3条に定める行為があった場合、行為に相当する罰の執行を決定することができる。この際、行為者または団体に始末書の作成を求め、行為の事情を十分に考慮すること、罰の執行の事由を明らかにすることが必要である。ただし、第2条C.及びD.の執行の決定は、学生会館委員会の決定がなければならない。

第5条（始末書）

始末書の作成を求められた行為者または団体は、事実関係について異議がある場合またはその他の事情がある場合、始末書の提出を拒否することができる。このとき罰の執行には学生会館委員会の決定を必要とし、学生会館委員会は始末書の提出が拒否された事実およびその理由をよく考慮したうえで行為に対する罰の執行を決定することとする。

第6条（異議申立て）

罰の執行の決定に異議のある者は、その旨を学生会館委員会議長に書面をもって申立てることができる。議長はこれを受理し、その時から最も近く開かれる学生会館委員会で、これを審議しなければならない。審議結果は、異議申立て者に対し、書面で通知することとする。

付則

附1. この規定は2011年1月14日に一部改正され、2011年4月11日に施行される。

附2. この規定は 2013 年 3 月 11 日に一部改正され、2013 年 4 月 1 日に施行される。

附3. この規定は 2013 年 10 月 11 日に一部改正され、2013 年 10 月 12 日に施行される。

附則（2017 年 2 月 3 日改正）

この規程は 2017 年 2 月 3 日より施行される。

附則（2018 年 8 月 9 日改正）

この規程は、2018 年 8 月 9 日より施行する。